

平成 24 年 5 月 9 日

各 位

新潟市水道局  
技術部管路課

## 総合評価方式における技術資料の提出について（注意）

平成 23 年度総合評価方式入札案件において、評価上不適切と判断される技術資料（簡易な施工計画書）が提出されました。

総合評価方式は、企業の技術力を価格と同様に評価するものであり、企業の責任と技術力を適切に評価できないような技術資料が提出された場合、公正な競争の確保が危惧されます。

総合評価方式入札参加者におかれましては、技術資料の作成について十分ご留意いただき、入札に臨まれるようお願い致します。

### 1 不適切な技術資料の例

- ・ 簡易な施工計画書，技術提案書などが他社と同一又はその疑いがある場合
- ・ 簡易な施工計画書，技術提案書などが白紙である場合 など

### 2 措置・処分

- ① 提出された技術資料（簡易な施工計画書，技術提案書など）の内容が，他社と同一であるなど，不適切な行為と認められる場合は失格となります。  
（個別説明書－入札の失格に明記）
- ② 著しく不適切な行為と認められる場合は，「競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」の定めるところにより，指名停止等の措置を行います。

### 3 技術資料様式（別紙参照）

技術資料の様式は随時更新していますので，必ず最新のものを水道局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

- ① 建設工事（試行要領第 6 条関係）
  - ・ 別記様式第 4 号 簡易な施工計画書
  - ・ 別記様式第 5 号 技術提案書
- ② 建設コンサルタント業務（試行要領第 6 条関係）
  - ・ 別記様式第 3 号 業務の実施方針
  - ・ 別記様式第 4 号 技術提案書